

# 行財政改革の考え方

次に本町における行政改革の基本的な考え方でございます。

ここでは市町村レベルでの取り組みと国策的な取り組みが挙げられます。

市町村レベルでの取り組みについては、昨年度から実行に取り組んでおります「奥尻町行財政改革実行プラン」でございます。

この中で大きく5つの柱「行政改革、財政改革、組織機構改革、産業基盤の強化、公正の確保・透明性の向上」を掲げ、各種検討項目に取り組んでいくとあります。

ひとつとして、費用対効果に見合った事務事業を「スクラップ・アンド・ビルド」手法による徹底した見直しであり、これに合った組織人員のあり方、これから予想される「地方分権改革推進法」及び「地方分権一括法」に耐え得

る組織のあり方を考え、昨年10月に大幅な組織機構の改革に着手したところです。

また、こういった中で「公衆浴場」事業についても10月末日をもって廃止もしております。

この他に、受益者への負担のあり方について各種検診の費用負担を実施しましたが、各種手数料・使用料などの見直しへの検討も着手し、平成19年度より一部導入すべく移動町長室を通じ、町民のみなさんの意見等も伺ったところでもあります。

とくに交付税等の大幅な減額政策において、町の税収入対策は最大の優先事項と考えております。

本年から嘱託徴収員の廃止、また各地区の「納税貯蓄組合」の解散と徴収業務とすれば非常に厳しい状況となりますが、とくに「滞納対策」につきま

しては本年度から「渡島・嶺山地方税滞納整理機構」に加入し、行財政改革プランにも示すとおり、町税の滞納解消対策として積極的な対応を図ることといたします。

また、従前からの懸案項目でありました「バス事業・自動車整備工場事業」及び「病院事業」についてもこれからのあり方を検証するために本格的に検討に入り、早い時期に今後の対応をみなさんに周知しながら決めて行きたいと考えております。

とくに、バス事業につきましては、奥尻町行財政改革実行プランで示しておりますように、少子高齢化に伴う利用者の減少や教育行政・福祉政策などにより町財政を圧迫していることは、議会はじめ移動町長室等での説明におきまして町民周知のところであり、今後のあり方について早急に

結論を導かなければならないものと考えております。

すでに「庁内行政課題検討委員会総合交通部会」を立ち上げ、行政責任の確保と交通弱者への配慮を優先しつつもこれまで実施してまいりました政策の見直しに着手し、条件が整えば19年中の前倒しも考えております。

また、自動車整備事業におきましても、先に述べました行財政改革実行プランで示しておりますように、民活の導入や指定管理者制度の活用にも法的原因により限界があることから、新機器の導入による事務作業の効率化と退職者不補充による経営の効率化を図り、まずは経営を軌道に乗

せるための努力を優先するとともに、町内で車検整備等が継続できるよう、職員の意識改革と町民各位のさらなるご利用とご協力を願うものでございます。

新たな取り組みとしては、「行政評価、地区担当制度導入」の検討を進めていきたいと考えております。

地区担当制度については、役場本体と町内会組織（コミュニティ）との架け橋的な役割を強化するためその導入を検討し、住民が主体となったまちづくりを図って行きたいと考えております。

行政評価においては、町の全ての事務事業の総点検を行い、住民のみなさんに公表し、今後のあり方を検証することにより一層メリハリのある「スクラップ・アンド・ビルド」が図られると考えております。



# 国策的な取り組み

5

次に国策的な取り組みとしてですが、昨年の8月31日には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（地方行政新指針）が示され、一昨年の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行政指針）に引き続き地方に対する引き締めが強化されているところは、前段でも述べさせていただきました。

当町の改革実行プランもこの新地方行政指針を踏襲できるようにシミュレーションしておりますが、地方行政新指針の提示により、現行の改革実行プランを大きく変更することが求められています。

この地方行政新指針と併せて昨年来「行政改革推進法」、「公共サービス改革法」などといった行革関連の法律が成立・施行され、行革推進のための新たな手法が制度化され

たことや「基本方針2006」を受け、これからの行革のあり方について不断の実行を示されたところでもあります。

この中では「総人件費改革（公務員制度改革）」、「公共サービス改革（市場化テスト）」、「地方公会計改革」と3つの改革の平成23年度までの課程が示されております。

定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進することとされ、定員については「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（マイナス5・7パーセント）と同程度の定員純減を行うことはもとより、「地方行政新指針」をふまえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、毎年度の

達成状況を検証するなどして職員数の一層の純減を図ることといたします。

また、公会計改革については発生主義による複式簿記の導入を図り、各会計との連結決算への取り組みも求められており、破綻法制の制度化からも注視していかなければならないと考えております。

この他には、職員数や人口1人当たりの行政コスト、財務状況などを公表することな

ど情報の開示が義務付けられ、これにより行政改革努力により交付税に反映されることも盛込まれており、いわゆるインセンティブ評価となることの反面、目標達成できなければ国からのペナルティがあるものと解されますので、この点も視野に入れながら一層の改革に努めてまいりたいと考えております。

小規模自治体のわが町といったしましても住民に対するサービスは一日たりともおろそかにはできませんし、より住民の負託にこたえていかなければなりません。

現在、町民みなさんを始め

ど情報の開示が義務付けられ、これにより行政改革努力により交付税に反映されることも盛込まれており、いわゆるインセンティブ評価となることの反面、目標達成できなければ国からのペナルティがあるものと解されますので、この点も視野に入れながら一層の改革に努めてまいりたいと考えております。

小規模自治体のわが町といったしましても住民に対するサービスは一日たりともおろそかにはできませんし、より住民の負託にこたえていかなければなりません。

現在、町民みなさんを始め

町議会、町職員にも「改革の苦勞」、町財政を立て直すまでの「産みの痛み」が生じているものと思えます。

私は非常なる決意のもと、かかる事態を乗り切るため改革を緩めることなく進めていきたいと考えております。

なにとぞ町民みなさんのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

町議会、町職員にも「改革の苦勞」、町財政を立て直すまでの「産みの痛み」が生じているものと思えます。

私は非常なる決意のもと、かかる事態を乗り切るため改革を緩めることなく進めていきたいと考えております。

なにとぞ町民みなさんのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

## 具体的な事業は

具体的な事業につきましては、施策の重点化・体系化を図る観点から大きな柱を

① 活力に満ちた豊かなまちづくりの基本となる産業の振興

② 町のみなさんが健康で快適・安心の出来る福祉の充実

③ 島の発展を支える社会基盤の整備

④ 内外に誇れる、安心安全な

生活環境づくり

⑤ 街の誇りと愛着をはぐくむ教育の充実

という5つの重点目標を掲げております。

